

## 「う・ら・ら」回数券の共通利用事業への新規加入（案）

## 1 協議事項

東浦町運行バス「う・ら・ら」回数券の民間バス・タクシーでの共通利用事業の対象事業者に「刈谷交通㈱」を新規に加入したい。本件について書面決議を行う。

## 2 経緯

## (1) 刈谷交通㈱を対象事業者に新規に選定した経緯

令和4年10月1日から開始した東浦町運行バス「う・ら・ら」回数券の民間バス・タクシーでの共通利用事業について、刈谷交通㈱から対象事業者への加入を希望する連絡があった。

刈谷交通㈱は交通圏の違いによる移動区間の制限（本紙裏面の補足を参照）があるが、町民の移動ニーズの高い刈谷市から東浦町までの区間で移動が可能な事業者であり、本区間の移動が可能な事業者が増えることは、町民の利便性向上につながる。

以上のことから、本事業の対象事業者に刈谷交通㈱を追加したい。

## (2) 本協議事項を書面決議とした経緯

- 刈谷交通㈱が早期に加入することで住民の利便性が向上する。
- 会議にて協議を行うと加入時期が令和5年3月1日となるが、本書面で決議を実施した場合、令和5年1月1日から可能である。

## 3 刈谷交通㈱の主な待機場・乗り場など

事業者名	主な待機場・乗り場
刈谷交通㈱	刈谷駅（北口・南口）、東刈谷駅、刈谷市駅、刈谷病院

### 【補足】刈谷交通株式の交通圏の違いによる移動の制限

刈谷交通株式は、令和4年10月からの対象事業者と異なり、交通圏（下図を参照）が西三河南部交通圏に所属する事業者であるため、共通利用のルール（発着地のいずれかが東浦町であること）と合わせると、刈谷交通株式で回数券が共通利用できる移動区間は、東浦町⇄西三河南部交通圏に制限される。

回数券が共通利用できる移動区間	
利用可 (○)	東浦町⇄西三河南部交通圏
	(例) 東浦町→刈谷市、刈谷市→東浦町
	(例) 東浦町→知立市、知立市→東浦町
利用不可 (×)	東浦町⇄知多交通圏
	(例) 東浦町→東浦町
	(例) 東浦町→大府市、大府市→東浦町



図 タクシーの交通圏（愛知県タクシー協会 HP から引用）